

# 道州制特別区域における 広域行政の推進に関する 法律について

(いわゆる「道州制特区推進法」)



# 1. 法律の意義

将来の道州制導入の検討に資するため、北海道又はこれに準ずる広域団体を特定広域団体と位置づけ、特定広域団体からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の委譲を進めていく仕組み。

国から地方に委譲する事務・事業の積み重ね

北海道での道州制特区の取組を成功させて、成果を全国にPR

## 道州制導入に向けた国民的な論議の進展

### 特定広域団体とは？

- ①北海道又は
- ②自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる3以上の都府県が合併した都道府県をいう。

# 2. 法律の要旨

1. 政府は広域行政の推進に関する基本的な方針である道州制特別区域基本方針を閣議決定
2. 広域行政を実施する特定広域団体が、内閣総理大臣に対し、道州制特別区域基本方針の変更についての提案
3. 特定広域団体による道州制特別区域計画の作成、道州制特別区域計画に基づく法令の特例措置や工事又は事業に充てられる交付金の交付等の特別の措置（※）を講ずる。

(※)① 調理師養成施設の指定

② 国等が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療等を行う指定医療機関等の指定

③ 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可

④ 商工会議所に対する監督の一部

⑤ 直轄通常砂防事業の一部

⑥ 民有林直轄治山事業の一部

⑦ 開発道路に係る直轄事業

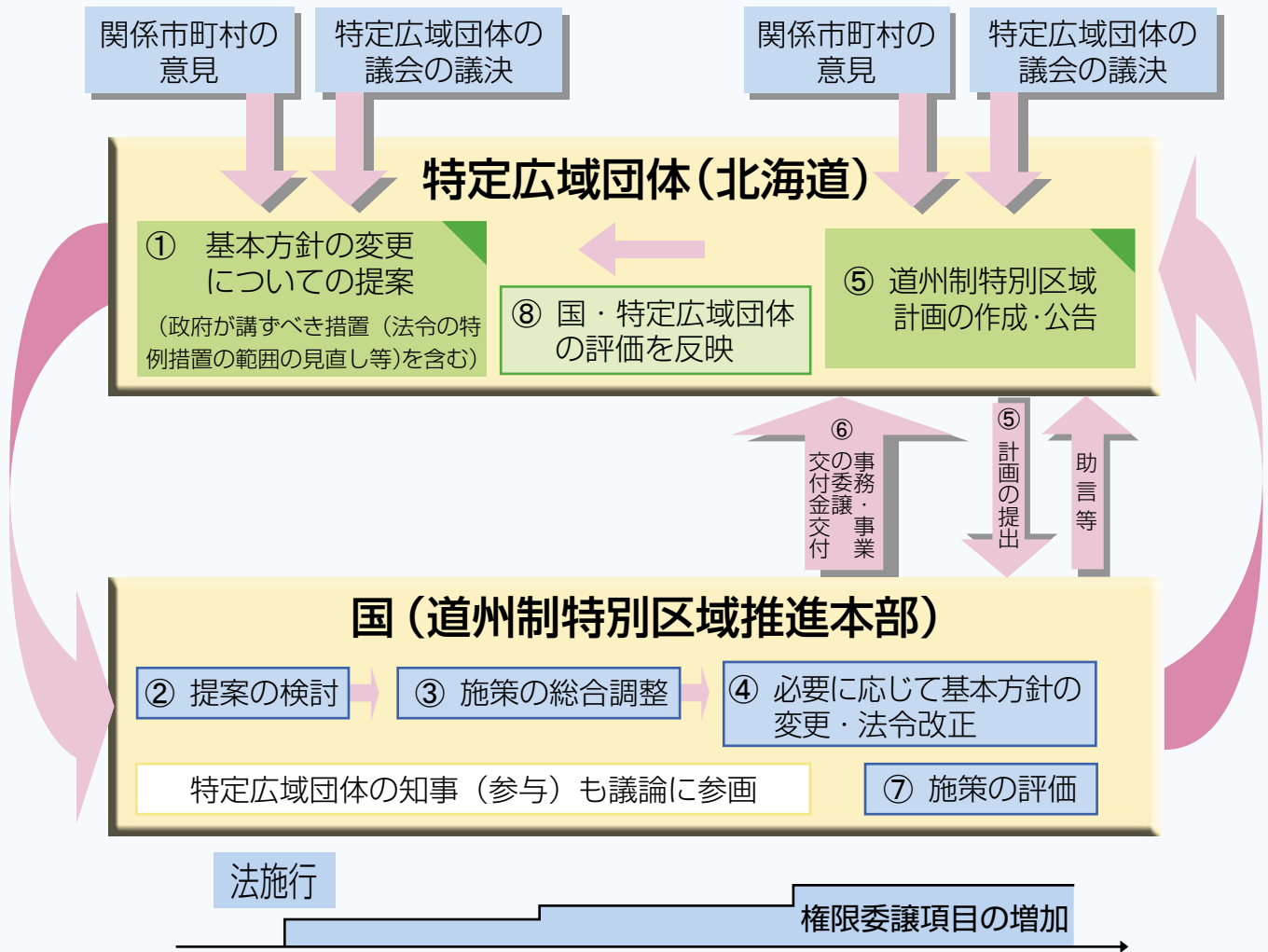
⑧ 二級河川に係る直轄事業

⑤～⑧は、北海道のみ

4. 内閣に内閣総理大臣を本部長とする道州制特別区域推進本部を設置
5. 平成27年度において、広域行政の推進に関する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

**施行日** 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日  
(平成19年1月26日。ただし、法令の特例措置の規定は、平成19年4月1日。)

# 3. 法律のイメージ



# 4. 交付金制度のイメージ

- ・ 北海道が行う事業の実施に必要な経費を交付金として交付
- ・ 北海道の裁量が高まり、北海道の自主性・自立性が発揮

## 交付金の種類

- ・ 特定砂防工事交付金
- ・ 特定保安施設事業交付金
- ・ 特定道路事業交付金
- ・ 特定河川改良工事交付金

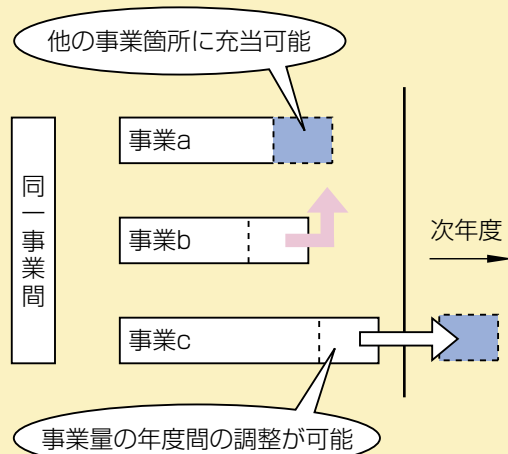
## 交付金のイメージについて

【例】 開発道路の改築事業を委譲する場合

全てを交付金化：特定道路事業交付金

現行	直轄事業 国負担 80/100	北海道負担 20/100
	直轄負担分について交付金化	
委譲後	交付金事業 国負担 80/100	北海道負担 20/100
(参考) 本州等	補助事業 国負担 50/100	都府県負担 50/100

※ 移籍する人数に応じて人件費を交付金に積算



# 5. 道州制特別区域推進本部について

## 組 織

- 本 部 長：内閣総理大臣
  - 副本部長：国務大臣 ※内閣官房長官・道州制担当大臣
  - 本 部 員：すべての国務大臣
- ※北海道知事や全国知事会の推薦する知事(参与)も本部の議論に参画

## 所掌事務

- ・道州制特別区域基本方針の案の作成
- ・道州制特別区域基本方針に基づく施策の実施の推進
- ・広域行政の推進の評価 等

## 道州制特別区域推進会議

- ・各省の局長級メンバーにより構成
- ・北海道からの提案の検討や基本方針に基づく施策の推進等



お問い合わせ先  
内閣官房 副長官補室  
内閣府 道州制特区担当室

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1  
TEL 03-3581-0971 (直通)